

合同会社設立登記申請書

フリガナ

1. 商号

1. 本店

1. 登記の事由 設立の手續終了

1. 登記すべき事項

1. 課税標準金額

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

定款 1通

代表社員、本店所在地及び資本金を決定したことを証する書面 1通

代表社員の就任承諾書 1通

(合同会社を代表する社員が法人である場合には、次の①から③までの書面が必要です。また、業務執行社員が法人である場合には、次の①の書面が必要です。)

①登記事項証明書 1通

②職務執行者の選任に関する書面 1通

※ 当該法人の業務執行の決定機関において選任したことを明らかにした議事録等を添付します(例. 取締役会議事録、社員の過半数をもって選任したことを証する書面等)。

③職務執行者の就任承諾書 1通

払込みがあったことを証する書面 1通

資本金の額の計上に関する代表社員の証明書 1通

委任状 1通

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇年〇月〇日

申請人

代表社員

職務執行者

連絡先の電話番号

御中

収入印紙貼付台紙

////////////////

収入印紙

////////////////



定款の記載例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

〇〇商店合同会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商店合同会社と称する。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような会社の有無を必ず確認してください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(注) ローマ字による用語や専門用語等を使用する場合には、それらが一般に市販されている用語辞典に掲載されているなど、広く社会的に認知されているものでないときには、登記申請が受理されない場合もありますので、御留意ください。また、これらの場合には、ローマ字による用語や専門用語の後に括弧書きで当該用語を説明するなど、登記事項証明書を取得した方に理解しやすいものとなるように御留意ください。

記載できる目的の例については、次のホームページも参考にしてください。

・総務省ホームページ「日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）」

([https://www.soumu.go.jp/toukei_tougatsu/index/seido/sangyo/02tougatsu01_03000044.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02tougatsu01_03000044.html))

事業等を行うことについて官公庁等の許認可、登録、届出等（以下「許認可等」といいます。）が必要な場合や登記事項証明書の提出が必要な場合等には、定款に定める目的に問題がないかどうかを当該官公庁等に事前にお問い合わせください。登記申請が受理された場合であっても、許認可等の関係で問題とされる場合がありますので、御留意ください。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める本店の所在地は最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、発起人の過半数により、「〇丁目〇番〇号」等住居表示（未実施地域は地番）までの本店の所在場所を決定しなければなりません。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金300万円 〇県〇市〇町〇番〇号 有限責任社員〇〇商事株式会社
2. 金200万円 〇県〇市〇町〇番〇号 有限責任社員〇〇〇〇

(持分の譲渡)

第6条 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

- 2 会社法第585条第2項及び第3項は、適用しない。

(社員の相続及び合併)

第7条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、その相続人その他の一般承継人は、他の社員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

(業務執行社員)

第8条 社員〇〇商事株式会社及び〇〇〇〇は、業務執行社員とし、当社の業

務を執行するものとする。

(代表社員)

第9条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

(報酬)

第10条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数の決議をもって定める。

(支配人の選任及び解任)

第11条 当会社の支配人の選任及び解任は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類の承認)

第13条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

以上、〇〇商店合同会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

有限責任社員 〇〇商事株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

有限責任社員 〇〇〇〇 印

(注) 公証人の認証は不要です。

(参考) 定款の記載事項

必ず記載しなければならない事項は以下の通りです。

- (1) 目的
- (2) 商号
- (3) 本店の所在地
- (4) 社員の氏名又は名称及び住所
- (5) 社員全員が有限責任社員である旨
- (6) 社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準

代表社員、本店所在地及び資本金決定書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

代表社員、本店所在地及び資本金決定書

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(注) 定款の中で具体的に本店所在地を定めた場合は必要ありません。

2. 代表社員 ○○商事株式会社

3. 資本金 金○○円

上記事項を決定する。

令和○年○月○日

○○商店合同会社

社員 ○○商事株式会社

代表取締役 ○○ ○○

社員 ○○○○

代表社員の就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和○年○月○日、貴社の代表社員に定められたので、その就任を承諾します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○○商事株式会社

代表取締役 ○○○○

○○商店合同会社 御中

職務執行者の選任に関する書面の例

取締役会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分当社の本店において、取締役〇名（総取締役数〇名）及び監査役〇名出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき可決確定のうえ、午前〇時〇分散会した。

1 職務執行者選任の件

取締役〇〇〇〇は選ばれて議長となり、今般〇〇商店合同会社の代表社員として当社が選定されることに伴い、職務執行者を選任したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選任した。なお、被選任者は、その就任を承諾した。

職務執行者 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

出席取締役	〇〇	〇〇	印
同	〇〇	〇〇	印
同	〇〇	〇〇	印
出席監査役	〇〇	〇〇	印

職務執行者の就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日、〇〇商店合同会社の代表社員の職務執行者に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社 御中

払込みがあったことを証する書面の例

証明書

当会社の資本金については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

払込みを受けた金額 金〇〇円

令和〇年〇月〇日

〇〇商店合同会社
代表社員 〇〇商事株式会社
職務執行者 〇〇〇〇

(注) 取引明細表や預金通帳の写し(口座名義人が判明する部分を含む)、代表社員の作成に係る出資金領収書等を合わせてとじます。また、添付した取引明細表や預金通帳の写しの振込みに関する部分にマーカー又は下線を付す等します。

資本金の額の計上に関する代表社員の証明書の例

資本金の額の計上に関する証明書

① 払込みを受けた金銭の額	金〇〇円
① 給付を受けた金銭以外の財産の出資時における価額 (会社計算規則第44条第1項第1号)	金〇〇円
③ ①+②	金〇〇円

資本金〇〇円は会社計算規則第44条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商店合同会社
代表社員 〇〇商事株式会社
職務執行者 〇〇〇〇

(注) 1 設立に際して出資される財産が金銭のみである場合は、資本金の額の計上に関する証明書を添付する必要はありません。
2 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合(会社計算規則第44条第1項第1号イ、ロ)には、帳簿価額を記載してください。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○ ○ ○ ○

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社設立登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商店合同会社

代表社員 ○○商事株式会社
職務執行者 ○○○○ 印 (注2)

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。
2 会社を代表すべき者が登記所に提出する印鑑を押します。会社を代表すべき者が登記所に提出する印鑑を押します。
外国人の場合は、署名のみで足りません。ただし、署名が本人のものであることの本国官憲の証明書を添付する必要があります。